

小田原市新病院開院支援業務委託契約約款

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書（業務に対する説明書及びこれに対する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、善良な管理者の注意をもって定められた期間中誠実に業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等)

第3条 受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託しようとする場合には、あらかじめ再委託を行う業務の範囲等について、発注者の承認を得なければならない。

(業務の変更、中止等)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受託者とが協議して書面をもって定めなければならない。

2 前項の場合において、受託者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第5条 受託者は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。その延長日数は、発注者と受託者とが協議して定めるものとする。

(臨時業務)

第6条 発注者は、仕様書に定められたもののほか、臨時に業務の必要が生じたときは、これを受託者に要求することができる。この場合、受託者は正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

2 前項の規定により業務を実施する場合において相当の費用を要するときは、発注者と受託者とが協議して書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第7条 受託者は、業務履行中、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 受託者は、前項の規定による臨機の措置を取ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

(施設物品保全の義務)

第8条 受託者は、業務の実施に当たり、発注者の建物、工作物その他の物品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 受託者は、業務履行中、発注者の建物、工作物、その他の物品に破損又は滅失の事実若しくはそのおそれがあることを発見したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(債務不履行)

第 9 条 受託者は、自己の責に帰すべき事由による債務不履行のため発注者に損害を与えたときは、発注者の被った一切の損害を賠償するものとする。

(損害の賠償)

第 10 条 受託者は、業務の実施に当たり、自己の責に帰すべき事由により発注者の建物、工作物その他の物品に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 受託者は、この業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 受託者は、前 2 項に規定する事故が生じたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損失の負担)

第 11 条 委託業務の処理に関し生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受託者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 12 条 受託者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 受託者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(実施計画書の作成)

第 14 条 受託者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書（工程表を含む。）を作成し、仕様書等の定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(現場責任者)

第 15 条 受託者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受託者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受託者又は受託者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(業務の確認)

第 16 条 受託者は、業務が完了したときは、業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届出があったときは、完了事実を確認するものとする。

(契約金の支払)

第 17 条 受託者は、前条による確認を得たときは、契約金の支払い条件に基づき適法な手続にしたがって発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(契約の解除)

第18条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないとき。

(2) 受託者又はその使用人等に不正行為があったとき。

(3) その責に帰すべき事由により業務が著しく遅延したとき。

(4) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(5) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(6) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の第2号から第6号までの規定により契約を解除した場合、受託者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

3 受託者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第4条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の1以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を遂行することが不可能であるとき。

4 第1項及び第3項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受託者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受託者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

(3) 受託者又は役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められた

とき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

- 3 受託者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第21条 発注者は、受託者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき受託者に支払うべき代金と相殺することができる。

(疑義等の解決)

第22条 この契約の履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受託者とが協議のうえ解決するものとする。

(その他の事項)

第23条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、小田原市病院事業の財務に関する規程及びその他関係法令の規定によるほか、その都度発注者と受託者とが協議して定める。

別添（13条関係） 特記事項

（総則）

第1条 受注者は、小田原市個人情報保護条例その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。